

平成 29 年 5 月 2 日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成 29 年 5 月 2 日 (火) 午後 3 時 00 分
場 所	教育委員会室
開 会	午後 3 時 00 分
閉 会	午後 4 時 08 分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	雁 部 隆 治
委 員	阿 部 博 道
委 員	坂 根 慶 子
委 員	淺 松 三 平
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	後 藤 隆 宏
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岸 川 紀 子
学 務 課 長	須 藤 浩 司
指 導 室 長	横 山 圭 介
すみだ教育研究所長	石 原 恵 美
地域教育支援課長	岡 本 香 織
ひきふね図書館長	高 村 弘 晃

2 議題について

(1) 議決事項

- 第1 議案第 47 号 平成 29 年度教育課題の選定について
- 第2 議案第 48 号 平成 29 年度墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価について
- 第3 議案第 49 号 教育委員会だより(教員用)について
- 第4 議案第 50 号 P T A 退任役員に対する感謝状の贈呈について
- 第5 議案第 51 号 文化財の登録について
- 第6 議案第 52 号 文化財の登録の諮問について

(2) 報告事項

- 第1 平成 28 年度卒様式及び平成 29 年度入学式における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査結果について

3 会議の概要について

教育長 それでは、教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名人は坂根委員にお願いします。本日は、議決事項6件、報告事項1件を予定しております。本日の日程ですが、議案第51号及び第52号については個人情報及び行政運営上の審議情報等にかかわる案件であることから、秘密会として審議したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第51号及び第52号の審議については、秘密会として執り行うことといたします。なお、会議の進行については、議案第47号から第50号及び報告事項が終了した後、秘密会に入ることといたします。

議決事項第1・・・P1～2

議案第47号「平成29年度教育課題の選定について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

阿部委員 教育課題の2番目「新学習指導要領への対応」について、新学習指導要領が実施されるまでに小学校は3年間、中学校は4年間ぐらいあります。平成29年度における準備行為等というのは、主にどのようなことを想定しているのですか。

指導室長 小学校についてということによろしいでしょうか。まず、平成29年度については、周知徹底の期間として位置づけられております。ただし、平成30年度から始められる特別の教科、道徳の準備という形で、教科書採択を進めております。また、英語活動については、高学年が教科としての外国語英語、そして3、4年生に正式に英語活動が位置付けられます。本年度、中学年につきましては、外国人指導員の配置を増やして、その準備を始めております。そのほかにも、新学習指導要領に向けて、育てるべき力の整備ということで、教員の研修会あるいは教科の研究機会等の活動を通して、新学習指導要領に対応した指導観を教員に身につけさせていくというような形で考えております。

浅松委員 新学習指導要領を今回読ませていただきましたが、従来との大きな違いは、前文という形でまず目次の次に明記して、総則もよく見ると道徳科だけではなく、かなり内容も変わってきている部分がありました。例のアクティブラーニングの関係ではありませんけれども、少し意識的に新学習指導要領については、いろいろな会で説明があると思うのですが、その点については何かお考えはありますか。

指導室長 現段階ですみだ教育研究所とも連携をしております。今後、新学習指導要領の対応スケジュールを示してまいります。その上で、浅松委員のご指摘のとおり、大きく変わるところは、指導観であろうと考えております。これまでの、何を教えるかということよりも、児童・生徒が、何ができるようになるかという点で、全ての教科、記憶の学習を捉え直しております。ですから、その部分の学習自体が根本的に変わるということではなく、子どもの育ちや学びを見ていく教員の目を変えていかなければ、今回の新学習指導要領には対応できないと思いますので、それぞれの職層の研修あるいは授業力の向上に向けた研修等で、必ず新学習指導要領に関わる内容を取り入れていく予定です。

坂根委員 その新学習指導要領は、今年一年間で周知徹底ということですが、もちろん教員に対しての研修はあると思いますけれども、おそらく新学習指導要領を読んでいる方というのは、特別な

方以外あまりいないと思うのですが、教育委員会としては地域に対して意識を広めるためにどのようにしていけばよいと考えていますか。

指導室長 これまでの学習指導要領改訂の際も大きな方針の転換ということで、おおむね学習指導要領が公示されてから半年程度で各教科の指導方法の解説等が示されています。それと時期を合わせて、文部科学省で新しい指導観、学力観というものについての計画資料が作成され、示されていくという形があります。区独自として新学習指導要領についての解説資料等を作るというようなことは、今のところは考えてはおりません。ただ、文部科学省や東京都教育委員会の方向性も見ながら、必要な部分については、関係部署とも協力して働きかけていきたいと思っています。

坂根委員 少し私の質問している意味が違うのですけれども、それを学校内、教員だけではなくて、地域全体とかに私共がそれを周知徹底して意識を高めるには、どのようなことを考えたらよいかということをお聞きしたいのです。

指導室長 すみません、今ご質問いただいて、すぐに思いつかなければいけないところですが、まず新学習指導要領の解説等が出ましたら、教育委員の皆様にはその内容について解説等を含めてご説明させていただきます。その上で、教育委員の皆様がいろいろな地域との関わりの中で、こういうようなものがあり、こういうふうに変わっていくのだという形でアピール等していただければ、地域に向けての大きな発信になると思います。その点も含めて新学習指導要領対応の計画に入れていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

教育長 教育指針の話をすみだ教育研究所で、例えばPTAとか、機会があったら青少年育成委員会とかでしますので、今、坂根委員が言われたことについては、前振りの段階として指導室と連携して入れられるものについては伝えていきます。ただ、先ほども指導室長から話があったように解説が出ていないので細かい話はできませんが、大枠の話についてはそういったところでは周知できますので、そのようなことで最初は広めていきたいと考えております。

坂根委員 青少年育成委員会の総会とかで、詳しいことはお話しできませんが、学習指導要領が変わったということで教員の姿勢も変わると、そういうようなことについても触れる必要があると考えています。

教育長 そういう公式な席もそうですけれど、すみだ教育研究所の方で、PTA、区小研、区中研、青少年育成委員会等で時間を設けて話すよう計画しています。教育指針を話すときに、大体こういうようなことがありますということも話すより浸透すると思いますので、挨拶などに入れていくことになると思います。そういったことで周知を図っていき、それから具体的な話は解説が出てからになりますので、その辺りはまた学校も変わっていきます、という話をしていくと思いますので、教育委員会としてはそういう形で広げていきたいと思っています。

雁部委員 坂根委員が言われたように、アピールするということが大事だと思います。地域とかには、学校運営連絡協議会がありますので、そのような場で、こうなりますというのを学校から発信していただければ、それでだいぶ皆さんにも理解してもらえenと思います。

教育長 いろいろな手段を使って、例えば学校だより等で学校の方はやっていくと思いますが、改めて教育委員会の方ではこういうことをやっていきますということを学校と連携して、また、学校にも教育委員会の動きを知らせながら進めていきたいと思っています。では、議案第47号は原案どおり定めることにしたいと思います。ご異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり定めることにします。

議決事項第 2・・・P 3～5

議案第 48 号「平成 29 年度墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

雁部委員 48 - 2 ページの 3 番目の点検・評価の実施方法についての (4) ですが、たしか私が教育委員になったばかりの年だったと思いますけれども、尾木評価委員と学校の視察を一緒にして、そのときに校長先生、PTA 会長、もう一人主任の先生だったと思うのですが意見をお伺いしました。そのとき感じたのは、PTA とか地域の方々の意見を伺うときに校長先生がそこにいると、皆さん気を遣って本音が出てこないようでした。私も PTA 会長でしたので、すごくよくわかりました。たぶん、学校の評価というのを、評価委員の方々はお聞きしたいと思うので、もし意見を聞くとするのであれば別々に聞いてもらいたいと思います。今はどのようにしているのか分かりませんが、私が行ったときはそういうやり方でしたので、そのやり方だとそれぞれの本音を聞くことができないので、もったいないと感じました。

教育長 事務局から現在のやり方について、説明していただけますか。

庶務課長 現在の第三者評価につきましては、主に教育委員会の事業評価ということで、校長会、それから PTA 連合会等の関係団体からオブザーバーを招き、議論していただいております。それとは別に、学校評価については指導室で行っておりまして、そちらの方が各学校の様々な直接評価になります。よって、なかなか一緒だと発言が難しいというところが特にあるようでしたら工夫をしまして、出来るところは対応していきたいと考えております。

指導室長 雁部委員からご意見がありましたのは、指導室が行っている学校評価に関わる第三者評価ではないかと思われれます。学識経験者の方と指導室の担当で、学校を訪問させていただき、学校の状況を視察させていただくとともに、事前に提出いただいた資料等から学校の教育活動について評価を行うというものです。その第三者評価で専門家が同行してお話をさせていただくことが、学校経営の支援になるということで、それを主に目的としております。ですから、直接的に校長先生と外部の専門家の方がお話ししていただく機会というのは必要かと思えます。学校評価の客観的な、校長先生の前では直接お話しできないというような評価については、評価委員の外部委員の方に文書等でもご意見を上げていただく機会がございますので、そちらのほうに反映していただければ有難いと考えております。これまでもそのように取り組んでまいりましたので、今のご意見も参考にしながら、今年度さらに工夫してまいりたいと思えます。

教育長 この事務の点検・評価については、一緒の場に会して話をするということですか。オブザーバーを招くというのは、別々に議論するということですか。

庶務課長 オブザーバーの方も同じ場でご議論いただきます。48 - 3 ページに記載させていただいておりますが、出席者として、第 1 回目は評価委員 3 名の先生方とオブザーバーとなっているところを、小中学校の校長先生と PTA 会長ということで考えております。また、第 2 回目、第 3 回目も同じ出席メンバーで実施をさせていただきます。第 4 回目だけは、教育委員の活動状況についてですので、実際に教育委員の皆様からより詳しくご説明いただきたいと思いますと考えており、こちらは評価委員 3 名と教育委員で会議を開催させていただきたいと考えています。

教育長 雁部委員から言われたのは、要するに校長と保護者の方が一緒になると言いにくいこともあるのではないかとということですので、その視点で捉えるとどうですか。

庶務課長 昨年度も、小中学校の校長先生、小中学校のPTA会長の4名一緒になって実施しましたが、どちらかという教育委員会の事業ということもあり、保護者の方からは活発なご意見が出ました。そういう事業をやっているのであれば、もう少し詳しく知りたいというようなお話が直接私共の方にありましたので、特に個別の学校に対してどうという話にはならないと考えています。

教育長 現状では、そのような発言はないということですか。

庶務課長 はい。私たちに対して「それはどういう事業ですか。」というようなご質問はありますが、雁部委員が心配されていることはないと思います。

阿部委員 第3回のところのオブザーバーについても、メンバーは同じですか。

庶務課長 オブザーバーの方は、先ほど申し上げた4名ですが、お仕事等によって毎回の出席は難しいところもありますが、基本的には同じメンバーです。

教育長 では、議案第48号は原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定することにいたします。

議決事項第3・・・P6～7

議案第49号「教育委員会だより(教員用)について」を上程し、すみだ教育研究所長が資料のとおり説明する。

教育長 このメッセージについて、校長に対してある程度の解説みたいなものは出すのですか。

すみだ教育研究所長 今のところ、解説書のようなものを出す予定はありません。口頭での説明を考えております。

教育長 口頭で説明しても分かりにくいと思います。解説書という形でなくてもよいので、これのもっと詳しいものを別に用意して、校長へ配布してもらえますか。

すみだ教育研究所長 はい。では、その形で解説を作成し、校長会等で説明していきます。

教育長 ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

坂根委員 先ほどの上段と下段にあったものをというのは、私も申し上げていまして、まとめてくださいますありがとうございます。そのほかでも細かいところを申し上げましたが、まだいくつか助詞の問題点があります。上段の「『分からないこと』や『できないこと』を『分かる』、『できる』ようにする」の「を」と、囲みの2番「何を『分かる』、『できる』ようにすればよいか」の「を」は、「が」が正しい使い方になります。これは自動詞ですから、この「を」になっているのは、「が」なのです。というのは、文法的な使い方では一般に、今「何を食べられる」というような形はあるのですが、基本的に「できる」と「わかる」、分かりやすく言うと自動詞のときに前に「が」が来るのですが、それが「を」になっているから、何か「を」だと目的になるので、その辺を少し注意されたほうがよいと思いましたので、申し上げました。

すみだ教育研究所長 わかりました。2点について、「を」を「が」へ変更いたします。

浅松委員 2番の文章で、昨年のものはいわゆる放課後学習とか、補充教室の地域の方と連携なり、たぶんそういう文言だったと思うのですが、それを今回外したのは特に何か理由があるのですか。いわゆる地域の方といっても、大学生を含めた人材的な活用という部分があったと思いますが、それは何か理由がありますか。

すみだ教育研究所統括指導主事 実は地域の方に限らず、どのような方であっても放課後学習に関わるような方との連携ということが必要ですので、昨年度のもので「地域の方との連携の際に

は」というように書いていましたが、どのような方とでも、ということで、その要件を外しております。

坂根委員 そういうことも含めて、外したということを説明したほうがよいと思います。

すみだ教育研究所統括指導主事 先ほどの詳しい解説に含めて説明したいと思います。

教育長 それでは、議案第49号は原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり決定することにします。

議決事項第4・・・P8～9

議案第50号「PTA退任役員に対する感謝状の贈呈について」を上程し、地域教育支援課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

坂根委員 長く務められた方、大変結構なことだと思います。この被贈呈者に限らずですが、中には名前に特別な読みの方もいらっしゃるので、氏名のところに振り仮名を書いていただくと有難いです。

地域教育支援課長 今後、振り仮名を振るようにします。

教育長 それでは、議案第50号は原案どおり贈呈することにしたいと思いますが、ご異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり贈呈することにします。

報告事項第1・・・P18～23

「平成28年度卒業式及び平成29年度入学式における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査結果について」、指導室長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

(質疑・意見なし)

その他

坂根委員 新年度が始まりまして、学校公開で豎川中学校の授業参観に行ってきました。参観した授業では、試験のときの注意事項とか、例えばメモであれば自分が分かるように書いてもよいけれど、試験の解答はきちんと書くとか、そういう具体的なことを先生方が教えていました。理科の場合は想像力を働かせて取り組む、それが基本的なことであるとか、英語の場合は教科書の最初のページに、何のために英語を学ぶかということが書いてあるのですが、そこを先生がきちんと読んで生徒に理解できるよう指導していました。学力向上の基本というのは、何のために勉強するのが理解できるかが肝心ですが、意外にそこから始まらない場合があります。逆にそういうところをきちんとしていた、というのが印象的でした。それから、卒業生の中で3年間、本当に1日も休まずに宿題を出したということに対して何人かを表彰していました。その中の一人についての話を伺いました。いわゆる名門校に入ったのですが、兄弟がとても多い方らしく、その名門校を希望した理由の一つはお姉さんからのお下がりの制服が着られるからということでした。自分の勉強をきちん

として、なお家の経済事情も考え、希望する学校に入ったという感動的な話です。ですから、ぜひ墨田区では、この先もそういう生徒のさらなる進学を応援してほしいと思いました。よいお話でしたのでご報告いたします。

教育長 それでは、議案第51号及び第52号を審議しますが、会議冒頭での取り決めにより、個人情報及び行政運営上の審議等情報に関わる案件であることから、秘密会として執り行うこといたしますので、傍聴人の方はご退出願います。

(傍聴人退室)

秘密会/教育委員会会議規則第26条第2項の規定により、別に会議録あり

教育長 以上で、教育委員会を閉会します。